

令和 5 年

# 和光市議会議員政治倫理審査会記録

令和 5 年 8 月 1 8 日

(第 2 回)

和 光 市 議 会

和光市議会議員政治倫理審査会記録（第2回）

◇開会日時 令和5年8月18日（金曜日）  
午後 1時30分 開会 午後 1時55分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席委員

会 長	吉 田 武 司 議員	副 会 長	岩 澤 侑 生 議員
委 員	吉 田 活 世 議員	委 員	齋 藤 幸 子 議員
委 員	渡 邊 竜 幸 議員	委 員	片 山 義 久 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議事課長	工 藤 宏
議事課統括主査	高 橋 寛 子		

◇本日の会議に付した案件

弁護士を選任について

審査会の運営方針について

今後の審査会の進め方について

- ・ 弁護士への確認事項について
- ・ 今後の審査方法について

午後 1時30分 開会

○吉田武司会長 ただいまから、和光市議会議員政治倫理審査会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の案件は、弁護士の選任について、審査会の運営方針について、今後の審査会の進め方についてとして、弁護士への確認事項について、今後の審査方法についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、弁護士の選任についてです。

先日、埼玉弁護士会から、所属する弁護士を推薦していただきました。

後日、正副会長において御挨拶に伺い、詳細をお伝えし、契約について進めていきたいと思  
います。

弁護士に関する報告は以上です。

次に進みます。

審査会の運営方針についてを議題とします。

和光市議会議員政治倫理審査会運営方針については、元和光市職員の不祥事に関する調査特  
別委員会の運営方針を参考に、正副会長で案を作成しましたので、副会長に朗読させます。

〔副会長 和光市議会議員政治倫理審査会運営方針（案）朗読－添付資料参照－〕

○吉田武司会長 このようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

今後の審査会の進め方についてとして、弁護士への確認事項についてを議題とします。

初めに、提出された和光市議会議員政治倫理調査請求書について、弁護士に確認する事項は  
ありますか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回の調査請求同意書の議員についてなんですけれども、違反の疑いがある  
方と同一になっております。これがあり得るのかとか成り立つのかというところを確認させて  
いただきたいのと、あと加えて、和光市議会議員政治倫理条例の目的は、恐らく汚職とかそう  
いったものに対するものを想定しているような形で和光市議会議員政治倫理条例がつくられて  
いるかと思いますが、今回の訴求内容とそれが適しているのかどうかということも含めて弁  
護士に確認が必要かと思えます。

○吉田武司会長 今、鎌田委員から調査請求同意書の議員3人が「違反の疑いがあると認めら  
れる者の氏名」に含まれているが問題はないかということと、和光市議会議員政治倫理条例へ  
請求内容が具備しているかということによろしいですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 はい。

○吉田武司会長 このことについてほかに御意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ただいま御意見がありました件は弁護士に確認するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、今後の審査方法についてを議題とします。

今後、具体的にどのように審査を行っていくべきか、御意見をお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回は秘密会の情報にも関わる部分がございますので、この審査会で秘密会等の内容に触れること自体が情報漏えいに当たるか当たらないかというところも含めて議論が必要かなと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○吉田武司会長 渡邊委員。

○渡邊竜幸委員 今、鎌田委員が言った内容ですが、そのところも不安でありますので、今回、弁護士を入れて調査していくことを考えておりますので、問題ないのではないかと考えております。

あと審査会としては、せっかく今回、請求が出ておりますので、調べられる範囲までは突き詰めて調べていけばいいのではないかと考えております。

○吉田武司会長 今、鎌田委員から、本請求では、秘密会の情報漏えいを違反内容としているが、審査会で秘密会の内容に触れること自体が情報漏えいとならないかという御指摘でございました。

そのところが一番不安なので弁護士を入れてやるという御意見も出ましたので、このことについては慎重に進めるべきであり、弁護士に確認して進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

齋藤委員。

○齋藤幸子委員 違反の疑いがあると認められる者とされている前議員を含めた17人ですが、私は、ヒアリングをしていく必要があるのかなと思っております。そこに対して皆さんはどう思っているのか確認させてください。

○吉田武司会長 今、齋藤委員から、調査請求書の中で違反の疑いがあると認められる議員17名についてヒアリングをしたらという御意見がありました。これについていかがでしょうか。

吉田活世委員。

○吉田活世委員 17名対象議員でありますので、ぜひヒアリングをやるべきだと思います。

○吉田武司会長 片山委員。

○片山義久委員 現職ではない議員もこの中には含まれておりますが、当時の事情を知っている者としてヒアリングすることは必要かと思ひます。ヒアリング、もしくは文書で確認することが必要かと思ひます。

○吉田武司会長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 ヒアリングの方法については、例えば現職の議員でない方で時間が取れない場合等もあるかと思ひますので、その方は文書で記載していただくなど選べるような形にしたほうがスムーズかと思ひますし、皆さんから回答いただけるのではないかなと思ひます。

○吉田武司会長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

疑いがあると認められる議員17名について、ヒアリング、文書なりでしていくという意見が多くありますので、このことについても弁護士に相談させていただいて、どのような形がいいのかということも考えていきたいと思ひます。

また、17名にヒアリングしていくということも、かなり時間がかかるということもありますので、そのところも含めて、今後、審査会の運営の中で話し合っていければと思ひております。このことも弁護士に相談させていただきたいと思ひます。そのようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

片山委員。

○片山義久委員 この審査会のやり方についてなんですけれども、まず請求者からの話を聞いて進めたほうが良いと思ひます。

○吉田武司会長 今の意見に対して皆さん何かございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤幸子委員 私も請求者からのお話をまず聞いていったほうが良いと思ひます。

○吉田武司会長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

今、請求者からの説明を受けたほうが良いという御意見がありましたので、このことについても弁護士に相談をさせていただき、そのように進めていければと思ひております。そのようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

吉田活世委員。

○吉田活世委員 今回の問題は、松本前市長がSNSで発信をしたことが始まりですので、御本人からのヒアリングもぜひやっていただきたいと思ひます。

○吉田武司会長 今回の意見に対しまして何か御意見ございますでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回の請求内容は、あくまでも和光市議会議員政治倫理条例に違反するかどうかというところで、その位置づけ的なところ、松本前市長へのヒアリングについても文書でするかとか、相手に選んでいただくような形にするほうが回答を得やすいのではないかなと思います。

○吉田武司会長 渡邊委員。

○渡邊竜幸委員 私も今回、吉田委員が言ったように、発端となるべき情報発信がSNS上でありましたので、松本前市長の考えも含めて、どのような回答を得られるか分かりませんが、お聞きするというやり方は組み入れたほうがいいのではないかと考えております。

○吉田武司会長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

今、松本前市長へのヒアリングということで、何らかの形でやられたほうがいいという御意見がございました。このことについても弁護士に確認をさせていただき、今後進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

渡邊委員。

○渡邊竜幸委員 和光市議会議員政治倫理調査請求書の中に、対象者として元議員を含めた17名の名前もありますが、違反の内容の趣旨文の中には事務局という表記もあります。今回、漏えいしたのではないかという疑いを持たれる対象の中には、議員の方でもあり、また秘密会にも同席されたであろう事務局の方もいますので、今回の調査対象としましては事務局も含めたほうがいいのではないかと思います。皆さんの意見をお伺いしたいです。

○吉田武司会長 今回の御意見に対して御意見ございますでしょうか。

片山委員。

○片山義久委員 この和光市議会議員政治倫理条例によりますと、第9条第2項に、「調査を行うため当該議員その他関係者に対し、事情聴取することができる」となっておりますので、情報漏えいの可能性がある方であれば、事務局も対象にしたほうがいいのではないかと私は思います。

○吉田武司会長 吉田活世委員。

○吉田活世委員 事務局も調査対象とすることは重要であり、また書類がしっかり鍵のかかるところに入っているか、書類の管理がどのようになっているのかもそこで調査していただきたく思います。

○吉田武司会長 今、そのような御意見がありましたけれども、事務局も対象になるということで、本文にも載っていますし、また審査会の規定の中でも調査できる話にもなっていますの

で、これも弁護士に相談をさせていただき、事務局のセキュリティの問題等も含めて審査をしていければと思いますけれども、これについてはまた弁護士に相談させていただき進めていく方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにさせていただきたいと思います。

齋藤委員。

○齋藤幸子委員 先ほど疑いがあると認められる17人の議員ということではありますが、特にこの調査請求書の本文に名前の記載がある待鳥議員にもしっかりとヒアリングをしていくということが大事ではないかなと思います。

○吉田武司会長 今の御意見に対して皆さん何かありますでしょうか。

片山委員。

○片山義久委員 そうですね、請求書に載ってはいるんですけども、他の17人と同様の調査をしたほうが私的にはいいのではないかなと考えております。

○吉田武司会長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も片山委員の意見に賛成します。今回の文面には、確かに本人の名前が記載されてはいるんですけども、客観的な証拠となるようなものは特に添付されているところではない状況になりますので、あくまでも一議員としてヒアリングをした上で行うべきかなと思いますので、ほかの方と同列にヒアリングする対象としたほうがいいと思います。

○吉田武司会長 片山委員。

○片山義久委員 補足なんですけれども、弁護士に確認していただきたいのが、例えばこれがある特定の議員を中心に調査するみたいになったときに、その議員から逆にこっちが訴えられてしまうとかいう可能性もあるのではないかなと思うので、そこも弁護士に確認をいただければいいかと思います。

○吉田武司会長 今、調査請求書の中に名前が載っている待鳥議員に対するヒアリングについてということなんですけれども、このことについても慎重にやっつけていかなければいけないと思いますので、このことについて弁護士に確認をして今後進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 もしかしたら、先ほどもありましたけれども、秘密会をこの会でも運営する可能性があるかというふうに考えています。その際に調査報告書の記載についても、秘密会の内容をどこまで記載するかとか、そういったところも含めて弁護士に確認が必要かと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司会長 今の御意見に対して何かありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

このことについては、秘密会のことに触れるということで、また審査会においても、秘密会で審査しなければいけない状況になるかとも思います。そのときには、その報告を記載はできないのかなとも考えますので、このことについても慎重にやっていかなければいけないと思いますので、弁護士にしっかりと相談して進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

渡邊委員。

○**渡邊竜幸委員** 先ほどから弁護士と相談するというふうにいるいろいろな意見が出ておりましたけれども、基本的にはやはりこの審査会のメンバーが審査するというので、弁護士に関しましては、参考意見という扱いで審査していけばいいのではないかと個人的には思っております。

○**吉田武司会長** 今の御意見に対して何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

基本的に今回、この審査会の内容が秘密会のことに触れているという内容で、どのように審査を進めていくかということで、言うてはいけないとか、触れてはいけないというところが多々あるかとも思いますので、そのために弁護士に助言をいただくというところでお願いをさせていただいたので、審査会は確かにこの7人で進めていかなければいけないんですけども、いろいろデリケートな部分があるので、そこを弁護士に助言をいただきながら進めていければなど思っていますので、基本的にはこの7人が審査を進めていくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

そのようにしていきたいと思います。

ほかにごございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ただいま御意見がありました件は弁護士に確認をするということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

今後の審査方法については、弁護士の見解を基に具体的に検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

ただいま、今後の審査方法について協議しましたが、本審査会に付託された案件は、秘密会の内容に触れることであり、弁護士の見解を踏まえながら慎重に審査を進めていく必要があります。



しかし、第1回会議でお伝えしたとおり、弁護士の選任に3週間程度かかり、契約等をこれから行います。また、審査自体、相当の期間が必要と思われま

よって、審査を付託された日から60日以内に調査結果を議長に提出することが難しいため、調査期間を延長することが必要と考えますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、調査期間の延長について議長に報告し、これを公表することとしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び公開資料等については、会長に一任願います。

以上で、和光市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。

午後 1時55分 閉会

会 長 吉 田 武 司